

施行

(目的)

第1条 この要項は、学校法人東洋大学発明等の取扱いに関する規程第3条に基づき知的財産委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、産官学連携推進センター長（以下「センター長」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職員等の発明等に関すること。
- (2) 教職員等の特許権等に関すること。
- (3) 発明等及び特許権等に係る権利の帰属等に係わること。
- (4) 知的財産の活用及び産官学連携の推進に係わること。

(委員の構成)

第3条 委員会は次の各号の委員で構成する。

- (1) 産官学連携推進センター副センター長のうち1名
  - (2) センター長が指名する者
- 2 前項第2号の委員の任期は、センター長の任期とし、再任を妨げない。
  - 3 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員長)

第4条 委員会には委員長をおく。

- 2 委員長は第3条第1項第1号の委員が当たる。
- 3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(事務局)

第5条 この要項に関する事務は、研究推進部産官学連携推進課が行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(改正)

第7条 この要項の改正は、産官学連携推進センター推進本部の議を経てセンター長が行う。

附 則

- 1 この要項は、平成27年5月25日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、発明委員会細則は廃止する。